

世帯の状況における特記事項欄への記載事項について

- 1 同一生計の世帯員に障害者加算の対象者※¹がいる場合は、特記事項欄へ記載のうえ、身体障害者手帳もしくは国民年金証書の写しを添付してください。
また、該当の方が、入院または社会福祉施設※²もしくは介護施設※³に入所している場合は、入院していることを証明する書類または施設に入所していることを証明する書類を添付してください。
- 2 児童福祉施設等に入所している児童等の場合、就学に係る措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書（措置されない経費名が記入されたもの。）を添付してください。
厚生労働大臣または都道府県知事が指定する指定療育機関に入院している児童等の場合、療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書を添付してください。

※¹ 障害者加算の対象者とは、身体障害者手帳 1 級もしくは 2 級もしくは 3 級または障害基礎年金 1 級もしくは 2 級のいずれかに該当する障害のある者。

※² 社会福祉施設とは、保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第 4 2 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）にいう老人福祉施設。

※³ 介護施設とは、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）にいう介護保険施設。